

(5) 既存建築物の増築等に伴う形質の変更

提案基準5 「既存建築物の増築等に伴う形質の変更」

既存建築物の増築等に伴い形質の変更が生じる場合で、次に掲げる要件に該当し、やむを得ないと認められるものについては、法第34条第14号の規定により開発審査会に附議することとする。

- 1 敷地の現況を著しく変更することなく、土地利用計画が行われていること。
- 2 予定建築物は、従前と同一の用途であり、かつ、その規模及び構造が従前と著しく異ならないものであること。

<留意事項>

ア 区画変更を伴うものは該当しない。

イ 増築等の規模は、法第43条第1項の適用が除外される範囲内であること。（適用除外編 第5章 法第43条の適用が除外される建築（建設）行為等 参照）